

古今集業平歌の詞書と勢語作者再説

山 田 清 市

(一)

現存の業平集は、群書類從本・在中將集・雅平本業平集・歌仙本系統の四類に区分されるが、その中、最も古体を存するのは群書類從本系統である。歌仙本は類從本に依拠して、非業平歌を除いた勅撰集の部立による配列構成によるものであることは、すでに指摘されているところであり⁽¹⁾、また在中將集はまぎれもなく類從本の膨脹形態であり、雅平本も在中將集系統本に即して、勢語の章段形態による改編統合を加えたものとみなされることは、すでに論証を加えてきたところである⁽²⁾。尚、類從本と在中將集両者の本文異同上の問題点も検証の結果、同系統の東山文庫本業平集に在中將集が多く一致を示すことや、その他は在中將集独自の改変結果によると認定されることによつて解消する結論に達したのである⁽³⁾。

かくして現存四系統の業平集に関して、群書類從本系統が最も古形を保つものであり、その原形の成立は、拾遺集における業平歌が収録されていないような点からも、拾遺集以前、後撰集以後とみなされてきているのである。ところが近年紹介された東山文庫本業平集は、類從本と同系統であるが、両者の比較より推して、類從本にない東山文庫

本末尾の七首の存在は、明らかに後の増補にかかるものとみなされるので、これを対象から除外すると、ほぼ同一構成となるのである。その中、勢語関係の歌句のみが一群的に並ぶ、類従本四十一首目から五十二首目に及ぶ十二首の中、一番目の

時しらぬ山はふじのねいつとてかかのこ斑に雪のあるらむ

と四番目の

思へどもみをしわけねばめかれせぬ雪の積るぞわが心なる

の二首が東山本には存在しないのである。

前者の「時しらぬ」歌に関しては、平安時代の書写にかかる伝公任筆業平集切に、幸い、その歌句前後の書写部分が伝存するが、その「時しらぬ」歌は東山文庫本同様、存在していない点や、歌仙本系統にも存在していない点から推すと、類従本における後の増補が伺われ、よってこの点に関しては、むしろ東山文庫本の先行形態が見出されるのである。

(二)

さて東山文庫本業平集において、その業平関係歌が勅撰集と勢語の双方にわたって記載を持つ場合、これを勅撰集の方より採録していることは、次の例からも歴然である。

		伊勢物語（武田本）		古今集（嘉禄二年本）		東山文庫本	
4	3	1	後撰集（為相自筆本）	東山文庫本	東山文庫本	東山文庫本	
			むかしあとこありけり。むまのはなむけせむとて、人をまらけるに、ござりければ、	紀のとしさだが、阿波介にまかりける時に、うまのはなむけせむとて、けふといひおくれりける時に、ここかしこにまかりありきて、夜ふくるまで見えざりければ、つかはしける。	紀のとしさだが、あはのすけになりてくだりけるとき、せむせんとて、今日といひにつかはしたりけるに、ここかしこまかりありきて、よるまでござりければ、		
4	3	1	ひきしくいひわたり侍けるに、つれなくのみ侍ければ 業平朝臣 <small>諸本皆同</small>	としひきしういひわたりける人の、つれなくのみ侍ければ、	ひとともとにしばしばまかりけれど、あひがたく侍けば、		
		2	宮づかへし侍ける女、ほどひさしくありて、ものいはむといひ侍けるに、をそくまかりければ 枇杷左大臣	みやづかひしける人に、ひきしくまからで、むかへにまかりたれど、みにもあてはべらねば	ひとともとにしばしばまかりけれど、あひがたきけば、物にかきつけ侍ける		
		3	大井なる所にて、人人さけたうべけるついでに なりひらの朝臣	大井なる所に人とまかりて、さけたうべつ	ひとともとにしばしばまかりけれど、あひがたきけば、		
		4	人のもとにしばしばまかりけれど、あひがたく侍けば、物にかきつけ侍ける 在原業平朝臣	しきにはべり			

いま東山文庫本収録歌中、後撰集よりの採録関係歌において、その詞書に該当するすべての部分を対比してみよう。

おもふ所ありて、前太政大臣によせて侍ける	思ふところありて、太政大臣よませ侍ける
在原業平朝臣	世の中をもうして侍し□
業平朝臣	身のうれへ侍しこる、つのくにへまかりしに
業平朝臣	身のうれへ侍ける時、つのくににまかりてすみはじめ侍けるに

右の表中、(2)欄の詞書に該当する歌は、

夜るのまにはやなべさめよいその神ありにしこもうちはらふべへ

という枇杷左大臣仲平の歌であり、また右の表以外にも、勢語には関係のない後撰集における仲平と伊勢の贈答歌

又いせといふ人に

伊勢の海にうかぶあまとななみかきわけてみるめかづかむ

返
し

おぼろげのあまやはかづくいせのなみたかきうらにおあるみるめは

等を東山文庫本が収載していることは、後撰集の作者名「なかひら」の「か」を「り」と誤写した経路のものを、そのまま典拠としていることは明白である。このことは東山文庫本典拠のそれが、後撰集の典拠資料になった性格のものにつながるものでなく、まさかもなく後撰集成立以後の書き本の一本より採録された結果であることを物語るので

ある。

ともあれ、東山文庫本と、後撰集関係の詞書とのすべての対比において、注目されることはその内実的記述面において、著しく異同を示すようなものは存在しないことである。このことは、東山文庫本がその典拠とするものの書き態度において、基本的に著しく改変、もしくは省略をはかるようなことは、していないことを示すものと言わざるを得ないのである。

(三)

ところで問題となるのは古今集の場合である。我が国勅撰集の嚆矢として、規範的位置づけを担う古今集の業平歌に関する詞書の重要なある部分が、東山文庫本では後撰集の場合と全く異った様相をそこに示していくのである。まずその記述の内容において、顕著な異同を示すのは、勢語六十九段に該当する斎宮談に関する詞書と、惟喬親王をめぐる勢語八十二段関係の詞書である。

古 今 集 (嘉 �笏 二 年 本)	東 山 文 庫 本
業平朝臣の伊勢國にまかりたりける時、斎宮なりける人に、いとみそかにあひて、又のあしたに、人やるすべなくて、思ひをりけるあひだに、女のもとよりおこせたりける。	いとわりなくして、あひし口はべりける女の、いとあさましきことなどいひて、
	伝 公 任 筆 業 平 集 切 いとわりなくして、あひしりてはべりけるをんなの、いとあさましきことなどいひて、

右の点については、既に指摘してきたとく、東山文庫本には伊勢斎宮に関する要素など片鱗も伺われない。或いは斎宮の身分をはばかるための改変と考えてみると、すでに勅撰の古今集に堂々と記されていることを思えば、それは意味をなさないことである。⁽⁶⁾

また殊更、省筆をはかった結果ともみなされることは、その二倍、三倍に相当する長い詞書が、ほかにいくつも記載されていることによつて明らかであり、後撰集の例を勘案しても、内容的な著しい異同を敢て冒したとも考え難いところである。しかし更に東山文庫本独自の改変をそこに想定するにしても、表示のことくその書写が、平安時代に入る伝公任筆業平集切にも全く一致をみると、それも否定されるのである。

そもそも伊勢斎宮談は果して業平の実際の史実に依拠しているのかどうか、古来、諸説がくりかえされてきているのであるが、もし東山文庫本や伝公任筆業平集切が一致して示す詞書が、勢語六十九段の業平贈答歌における真実性を伝えてゐるのであれば、普通の場合における業平と女の贈答歌を、勢語作者は伊勢斎宮談に転成せしめたことにほかないはず、したがつて現古今の詞書は、その創作された勢語詞章によつて改変記載されたものとなつてくるのである。勢語六十九段が近來目方さくを、上野理両博士によつて、中国の『会真記』の翻案とみなされる説⁽⁶⁾が出されているばかりでなく、かつて岡村和江氏は古今集詞書における表現形式の統一性をあげられ、勢語関係のことにつれて、「古今的規範とも見られる改まつたことばの各項目が、守られているか外されているかという点からみると、次のように分類される。」として、

〔「はべり・まかる・まうでく・みまかる・たうぶ・つかはす」を使うという規範が全部外れたもの。七四七（四段）四一〇・四一一（九段）

(二) 大体外れるが、ちょっと手直しされているもの。六三三(五段) 九九四(廿三段)

(三) ある程度守るが、はつきり外れた所のあるもの。六四五(六九段) 四一八・八八四(八二段) 九七〇(八三段) 等とされた。すなわち六十九段関係の詞書は、第三項の範疇に属し、古今集詞書の規範性に逸脱してくるのである。そのことは、現古今の示す詞書が、依拠した原典にひきづられたり、もしくは尊重した結果から生じたものと考えられないところである。何故ならば、その冒頭に「業平朝臣の」という形を示すことは、歌の作者に代る第三者の立場からする記述であり、原典にひきづられたのではなく、あくまで第三者の立場に立って、対象をつかみ直し説明している形の記述である。したがって古今集全体にわたって、あれほど撰者の規範的意識の統一を保ちながら、それほど長大でもない斎宮談の詞書に破綻を示すことは、基本的に背馳するものと言わざるを得ないからである。

したがってそこで頭をもたげてくるものは古今集の規範意識をそれほど心得ない者の手が加わったのではないかという疑いである。そして、その一つの強力な裏づけは、すでに指摘してきたことく、同じく岡村氏があげておられる前記の規範性が全部外れるという第一項に該当する四段の詞書の問題である。

古今集(嘉禄二年本)	古今集(荒木切)
五条のきさいの宮の西の対にすみける人に、ほいにはあらで、物いひわたりけるを、む月のとをかあまりになむ、ほかへかくれにける。あり所はききけれど、えのものもいはで、又の年の春、梅の花ざかりに、月のおもしろかりける夜、去年をこひて、かの西の対にいきて、月のかたぶくまで、あばらなる板敷にふせりてよめる。	五条のきさいの宮のにしのたいなる人にしのびてものいひはべる。む月十日許、ほかへまかりにければ、ものもえいはで、又のとしの春、むめのさかりに、かのたいにまかりて、廿日の月のかたぶくまでに、あばらなるいたじきにながめて、

現存古今集諸本は、嘉禄二年本をもつて代表せしめたこととき詞書を持つが、同じ性質の古今集荒木切は、それに大きな異同を示し、見るごとく簡単にして、しかも規範性に適合してくるのである。更に重要なことは、その古今集荒木切本文に東山文庫本が「む月十日」の部分を「五月五日」と誤写する以外、全く同一に重なることである。この事実は極めて重大な意味を呈示せざにおかない。

まずその第一点は、現存古今の詞書からは、古今に先行するあるまとまつた作品形態を予想せしめるが、同じ古今集荒木切本文によれば、古今の規範意識に適合してくるばかりでなく、勢語四段と現古今と荒木切本文の三者に詳細な比較検討を加えてみると、現古今に存在しない荒木切の「廿日の月」といった実録的記述からも、荒木切本文は現古今により簡略化をはかったものでなく、荒木切本文のような形に即して、勢語本文により潤色をえたのが、現古今の本文であるとの結論に導かれたのである。⁽⁹⁾

その第二点は、前記のことく、東山文庫本がその古今集荒木切本文に、ほぼ完全に一致を示してくることにおいて、現存古今以前の古今の原形本文の形が、東山文庫本の中に伝存している可能性が生れてきたことである。

もしそうならば、古今の規範性に全部外れる勢語四段の関係詞書は、如上のごとき性格によるものとして説明されてくるのであり、同じく他の九段の場合においても、

古 今 集 (嘉 祿 二 年 本)	東 山 文 庫 本
あづまの方へ、友とする人、ひとりふたりいざなひていきけり。三河國八橋といふ所にいたりけるに、その川のほとりに、かきつばたいとももしろく咲けりけると見て、木の陰におりるて、かきつばたといふもじを、句のかしらにするて、たびの心をよまむとてよめる。	あづまへかかるみちに、かきつばたのおもしろかりける所にをりて、かきつばたといふだいをくにすべて、よめと待しかば、

みると、東山文庫本は規範性に適合し、詞書として何等の特異性を見出しえないが、現古今の方は四段で見たごとく、規範性に全く外れ、勢語の詞章に著しく密着してくることにおいて、四段の場合と同様に、勢語本文によって殆んど潤色されてしまつた結果と考えざるを得なくなるのである。現古今の詞書によつて、東山文庫本が単に省筆をはかつたようなものでないことは、例えば現古今では、「だびの心をよまむとこよめる」と自口の發意にもとづく形になつてゐるにもかかわらず、東山文庫本では「よめと侍しかば」と他から慾遺された形になつており、内容的な異同をそこにはつきり示している点からも明らかである。

四

次に現古今の詞書と東山文庫本の内実的な異同面において、注目に値するのは、古今の規範性からやはりはみ出でくる前記(三)項に該当する勢語八十二段の詞書に関する箇所である。

古今集 (嘉禄二年本)	東山文庫本
これたかのみこのともに、狩にまかりける時に、天の川といふ所のほとりにおりて、さけなどのみけるついでに、みこのいひけらく、狩して天の河原にいたるといふ心をよみて、さかづきはさせといひければよめる。	七月七日、これさだの御このいへに、あまのがはといふ所まで、来にける心いひてかはらけはやとれくといひければ、
かりくらし七夕つめにやどからむ あまのかはらに我はきにけり	かりくらしたなばたつめにやどからむ
御こ返しをたまはせざりければ、おほむともなるきのなかともといふにとらす。	

みこここの歌を返す返すよみつゝ、返しえせすなりにければ、
供に侍りてよめる。

一とせにひとたびきます君までば
やどかす人もあらじとぞおもふ

きのありつね

ひととせにひとたびきます君までば
やどかす人もあらじとぞ思ふ

われわれは、六十九段の場合もさることながら、この八十二段における現古今と東山文庫本の詞書のあまりの懸絶に驚かされる。すなわち、「かりくらし」歌の成立事情は、現古今の詞書に関する限り、勢語詞章の内容と隔たるところがないが、東山文庫本によれば、惟喬親王の狩の供における天の川のほとりの詠歌でなくて、是貞親王家における七月七日、七夕の詠歌となつてくるのであり、しかも親王にかわって代詠した「ひととせに」歌の作者を「紀有常」と記す現古今に対して、「きのなかとも」と東山文庫本は記すのである。⁽¹⁰⁾

かくて、この点についてはすでに考察を加えたがごとく、勢語八十二段は、渚の院のもとにおける桜狩り、天の河原のほとりの清遊、再び水無瀬宮に帰つての酒宴と、三場面が一日の時間帯の流れの中で構成されている。したがつて、最初の渚の院の場が桜の季節であるため、「かりくらし」の七夕歌を組合わせるためには、季節が折合わなくなつてくるため、天の河原という場所への移動にすりかえて構成した可能性が、東山文庫本によつて見つかってきたのである。

次に惟喬親王に代つて、代詠をつとめた「紀有常」名に異同を示す「きのなかとも」という人物は、紀氏系には見出しえないが、東山文庫本と同系の類從本系統、神宮文庫本業平集によれば、その部分を「きのありとも」と記すのである。紀有朋は、仁明・文徳・清和・陽成の四朝に歴任、元慶三年從五位下宮内少輔となり、業平と同じく元慶四

年に没しているが、古今集にも一首採録され、友則の父と見なされている人物である。

思えば、勢語八十二段は、その末尾で、酒宴の席から中座されようとする惟喬親王を、「あかなくにまだきも月のかくるるか」と詠んで引きとどめようとする業平に対し、またしても天の河原の場面と同様、「みこにかはりたてまつりて、紀有常」として「おしなべて峰もたひらに」歌を勢語は記載する。しかしこの「おしなべて」歌は、周知のとく、後撰集によれば、「上野峰雄」の歌で、恐らくそれを承知の上で、「有常」歌に仕立てている形であって、それは天の河原における「ひととせに」の「有朋」歌を「有常」歌に仕立てているのと同じ手法になつてくるのである。かくて最後の「おしなべて」歌は、後撰集による附載でなく、八十二段の原形成立に当初から参加していたものとして、考えられてくるのである。ちなみに現存の勢語伝本はどの系統にも「おしなべて」歌を記載し、「紀有常」としているのである。

思えば、現古今の詞書は、東山文庫本の示す原形と懸絶し、勢語本文を要約しているほどに、変容されたことが考えられてくると、その余波をうけて、その時、作者名「ありとも」を「ありつけ」に記す勢語の記述にしたがい、改ざれてしまつた可能性は、十分考えられてくるであろう。

たとえ勅撰集であろうと、作者名の異同は珍しいことでなく、古今集伝本中、例えば「高野切」において、久曾神昇博士がすでにあげておられる⁽¹¹⁾とく、古今集卷五「吹くからに秋の草木のしをるれば」(一四九)の作者名を筋切本・元永本・唐紙巻子本・昭和切・定家本以下の諸本では「文室康秀」とするが、高野切・雅経本・伝為氏筆穂久邇本等では「文室朝康」となつており、この歌は是貞親王家歌合に見え、他の例からも「朝康」が作者名として正当であることが知られるので、高野切の記載の正しさが実証されること、また卷五「露ながら折りてかざさむ」(一七〇)の

作者を、筋切本・雅經本・清輔本以下諸本は「紀友則」とするが、高野切及び元永本には「きのともひら」となつていて、これまた高野切に従うべきことが論証され、更に高野切のみ、独自の異同を示す卷十八「神無月時雨ぶりおける」(九九七)の作者名「ふむやのありま」は、諸本多く「文室有季」、基俊本「ふむやのありき」、家隆筆古今集切「文屋のありかた」、古今集目録「文室有材」等と異同を示すが、続日本後紀・文德美録・三代実録等の記事により「文室有真」が適合するので、やはり高野切のみの所記が正当となり、現存古今集の伝本の一切が不当であることが証されている有様である。

思えば貫之は古今集伝序において、その歌数「すべて千うたはたまき」と記し、同じく新撰和歌集序文でも「令三撰進万葉外、古今和歌一千篇」と重ねて和歌一千篇を撰進したと記すにもかかわらず、現存古今集伝本は、いずれ十九首前後を数えるのであって、所謂、墨滅歌十一首の存在や、定家本になく清輔本や元永本等に見える異本歌二十九首の存在等によって、そこに和歌数そのものの附加増変まで如実に伺わせているのである。

更に古今集の有力伝本として伝える陽明門院御本・花園左府本・小野皇太后宮御本の三証本の中、小野皇太后御本を間接に伺わせるという清輔本古今集は、その最初に、小野皇太后宮御本をもつて書写したという藤原通宗の識語を次のごとく記載する。

春 夏 秋 冬 賀 離別 疏旅 物名

以^ニ貫之自筆本^ニ書写古今也。件本、於^ニ皇太

后宮^ニ燒畢云々。和歌等不似^ニ餘本。其説頗違矣。

右によれば、通宗は貫之自筆本をもって、直接書写したことが伺われるが、注目されるのは最後の所記の部分である。すなわち、

「和歌等、不^レ似^二餘本、其説頗違矣」

これによれば、貫之自筆本は、当時の通行本と比較して、内容的に相当な異同を持つていたことが伺われる。その異同は当時の通行本における書写伝流過程において生じたものであることは、それが貫之自筆本であったことにおいて明らかである。しかも「和歌等」と記し、「其説頗違矣」と記している点から推すと、「其説」とは、詞書の著しい異同面を指しているのではないかと思われてくる。ともあれ、かくて古今集諸本間の部立名の異同、歌の出入、左注の相違、歌句の異同等についても、伝本により異なるところ甚だ多く、その原形については、今日の伝本研究の成果をもつてしても、さだかでない現状である。したがつて見てきたごとく、「きのありとも」の作者名が、「きのありつね」と勢語本文の影響によって変容をとげたという可能性は否定し得なくなるのである。

その点に関して、別の事例から興味ある事実が思いあわされるのである。すなわち、久曾神博士があげられたところによると、古今集では四位以上の作者名に朝臣をそえるのが原則となつていて、朝臣がつけてない人物は、阿倍仲磨・三条町・紀有常・藤原兼茂・藤原兼輔・藤原後蔭の六人とされ、その中、兼茂と兼輔は延喜十七年、後蔭は延喜十九年に從四位下に任じられていて、古今の撰進当時は四位に該当せず、更に惟喬親王の生母、三条町静子は、天安二年正月に正五位下に叙せられている以外、四位になつた確証はなく、また阿倍仲磨は、中国で仕官し、宝龜二年、彼の地で没しているので、別扱いにされると述べられた。しかしこれだけは紀有常に関しては、古今集全巻を通じて唯一の例外になるとされたのである。その箇所は勢語八十二段に該当の、前記「きのありとも」に関する部分である。

有常は貞觀十八年正月七日從四位下（古今集目録）に叙せられており、古今集現存諸本にはすべて朝臣がなく、まさに唯一の例外となつてくるが、しかしこの部分が前記のごとく「紀有朋」であつたなら、有朋は元慶三年正月七日從五位下、八月十七日宮内少輔、四年月日卒（古今集目録）で四位に該当せず、したがつて右の例外は解消することになるのである。

有常の歌は、古今集中、ただこの箇所だけであり、承和から貞觀にかけて、紀氏系の殆んどが五位・六位の当時にあつて、有常が從四位下にまでのぼつたことは稀なことであり、したがつて同じ紀氏系の貫之や、友則が、撰者として、その官位を脳裏に強く意識することはあっても、唯一の例外となるほど忘却、乃至は誤りを冒すとは考え難くなるのであり、よつて、この点からも、「有朋」作者名の蓋然性が高くなるであろう。

よつて如上の考察が当を得ているならば、勢語の作者は、八十二段において「上野峰雄」の歌を「有常」歌にしているのと同様に、「有朋」の歌を「有常」歌につくりかえ、是貞親王家における業平の七夕歌を天の河原といふ、場への見事な転換によつて、利用していることになるのである。かくて勢語八十二段に関する古来のイメージは内部から強くやさぶられずにおられなくなるであろう。

（五）

ところで古今集における、作者名、朝臣の問題に関して、今度は詞書部分にもやはり「有常」に関して、同様の例を見出すのである。それは勢語十九段に關する部分の詞書である。

伊勢物語（武田本）

古今集（嘉禄本）

東山文庫本

むかしあとこ、みやづかへしける女
のかたに、ごたちなりける人をあひ
しりたりける。ほどもなくかれにけ
り。おなじ所なれば、女のめにはみ
ゆるものから、おとこはある物かと
も思たらず、女、

業平朝臣きのありつねがむすめにす
みけるを、うらむることありて、し
ばしのあひだ、ひるはきて、ゆふさ
りは帰りのみしければ、よみてつか
はしける。

きの有つねがむすめにすみけるを、
うらむる事ありて、ひるはまかり
て、くるればかへりければ、

見ることく、古今集詞書と、勢語詞章とは内容的に全く別個のものになつてゐる。古今集の記すところが、真に近いであろうことは、勢語がその条件設定を、宮仕えの場を共にするため、朝夕顔をあわす男女のこと構えたのは、女の歌の「さすがに目には見ゆるものから」に導かれた発想であることが伺われ、その上、男の返歌、「わがゐる山の風はやみなり」に、そのあと「また男ある人」という記述がそぐわず、更に返歌の第一句、古今の「行きかへり」に対して「あまぐもの」と勢語本文が異同を示す点等によつても伺われるからである。

すなわち勢語章段は創作されたものであり、したがつてまぎれもなく業平贈答歌を使用しながら、詠歌事情とは似ても似つかぬ内容に転成せしめてゐるのであり、こうした手法を駆使する勢語の構成法を、しかと見定めておかなければならぬであろう。したがつてこのようない手法より推すならば、業平歌による伊勢荘宮談の構成など、当然あり得ることにもなつてくるのである。

ところでこの贈答歌における相手の女は、古今集によれば、有常の女であるが、貫之はその手になる新撰和歌集に

おいて、この場合の業平歌の方はとらず、有常女歌の方だけを採録していることは注目に値する。歌そのものもあることながら、貫之の有常女への感情の傾斜が特に働いているのではないかと思われる。なんとなれば、萩谷朴博士によれば、貫之は幼少時代、父望行に先立たれ、祖父本道の徒弟、有常に後見されて過したらしいとされることが当を得ているならば、この贈答歌にまつわる事情についても、関心をよせ或いは閲知するところが多かつたと考えられるからである。したがって、古今集におけるその詞書に、「業平朝臣、きのありつねがむすめにすみけるを」と第三者の実録的記述がとられていても、貫之の手になる要素が強いと考えられてくるのである。

ところが、その詞書において、業平には朝臣名を記すが、有常はそのままの形である。この場合の記名は、古今集諸本のみならず、東山文庫本も同一であり、別人とは考えられないわけである。それが貫之の手になるものとみなされることにおいて、そこに貫之の「有常」に対する特別の感情が付属されてくるのである。

紀名虎の子、静子の兄、紀有常を三代実録は

性清警有儀望。少年侍奉仁明天皇。
と伝える。また有常に關して勢語十六段は

心うつくしうあてはかなることをこのみて、こと人に人にもにす、

と記し、長年つれそつた妻の出家に際し、贈る物にも事欠く有様に、「ねむごろにあひかたらひけるともだち」が、夜具まで歌とともに送りとどけたという話の展開には、単に社交上の儀礼や挨拶を超えて、そこには身内的な温かい心情の交流がかもされている。

ところで勢語では、有常から友達へ詠み送った

手をとりてあひみしことをかぞふればとおといひつゝよつはへにけり

歌によつて、「夜のもの」まで添えて贈つたその友達の歌、

年だにもとおとてよつはへにけるをいくたびきみをたのみきぬらむ

を記すが、この「年だにも」歌は、続千載集によれば、業平朝臣の作者名をもつて、四句の本文「いくたびきみを」が「いくたび人を」という異同を示して、恋四の部に記載しているのである。ところで続千載集には、勢語や他の文献には見出しえない、

山吹の花も心のあればこそいはぬ色には咲きはじめけめ

という歌を同じく業平朝臣名をもつて、恋五の部に記載しているのであり、前記の「年だにも」歌が勢語では恋歌になるはずもないのに、恋歌の部に位置づけている点や、更には歌句本文の第五句が、勢語本文ではすべて「君」であり、「人」という本文は存在しないといった点を勘案すると、続千載集は「年だにも」歌の典拠を、勢語に持つのでなく、性質の異なる他の資料より採録したことが伺われる。とするならば、勢語は業平の恋歌をもつて、有常への友情歌にすりかえたことになつてくるのである。

思うに勢語十六段における有常の立場で詠まれている歌三首は、実際に有常の歌であるかどうか未詳である。しかも古今集における唯一の有常歌が、前述のごとく「有朋」歌とみなされてくるとなると、彼の歌として、たしかなものではなくなるのであり、よつて、有常は和歌の世界にはあまり縁のない人物であったのではないかと疑われてくる。有常は元慶元年正月二十三日、六十三歳で没しているが、その前年、貞觀十八年に「至従四位下、為周防權守」(文德実錄)に任じられていて、官位の停滞はある時期あったとしても、勢語の記す「まづしければするわざもなかりけり」

ほどの窮状であつたとは考えにくいところであり、まして続千載集によつて、業平の恋歌が友情歌に転成された可能性がうかびあがる時、勢語十六段全体が、作者によつて創作された疑いが極めて濃厚となるのである。とすると有常をして「人がらは心うつくしうあてはかなることをこのみでこと人に人にもにず」と美化した人間像の形象化から推しても、勢語の構成者は、有常に特別な敬慕と、身内的親近感を寄せていたことが伺われる。

(六)

ところで伊勢物語に登場する人物において、その名をあげ記す場合、西院の帝・深草の帝・仁和帝、二条后・賀陽の親王・貞数の親王・惟喬の親王・皇女たかい子等、高貴な称号をはじめ、臣下でも、堀河の大臣・国経の大納言・在五中将・右大将藤原常行・中納言行平・宮内卿もちよし・左兵衛督在原行平・左中弁藤原良近とそれぞれ官位を記す形がとられている。ところが右に該当しないのは

- (1)一六段
むかしきのありつねといふ人ありけり
- (2)三八段
むかし紀の有つねがりいきたるに
- (3)三九段
あめのしたのいろごのみ源のいたるといふ人
いたるはしたがふがおぼぢ也
- (4)三九段
- (5)八二段
きのありつね御ともにつかうまつれり
みこにかはりたてまつりてきのありつね
- (6)八二段
- (7)一〇七段
内記にありけるふぢはらのとしゆきといふ人

の七箇所のみである。この中、(4)の場合は、章段末尾に記載され、勢語伝本には記さないものもあるので、後世の付加とみなして除外してもよいであろう。また(3)の嵯峨源氏、至の場合は、「源」によって皇孫の素性が知られるが、それよりも「天の下の色好み」という修飾的前置によつておきかえられた要素が強いとみなされ、更に(7)の藤原敏行は内記所の官人として職制を持つ身分が表わされているのである。しかるに残る(1)(2)(5)(6)の四例は、全部有常についての記載部分であり、みるといづれも官職・位階を伺わせる要素がその名前に全く付隨していないのである。

それが勢語の章段を異にする四箇所にもわたり、有常に關してだけ、ただ氏名をあげ記すにとどまる態度は、無視や軽視からくるのではなく、勢語十六段における有常の人間像の美的形象化を思いあわす時、勢語作者は、有常に対して、特別の身内的親昵感を寄せていることが考えられてくるのである。そしてそのことは、古今集全卷で唯一の例外となつてゐる、作者名、乃至は詞書に有常に限つて朝臣が省筆されてゐる態度に、そのままつながつていくようと思われる。古今・勢語と両者ともにその作品形態を全く異にしながら、その人名の表記法において、有常に限つて、その例外的要素を両者が一致して持つということは、単なる偶然とはもはや考えられなくなるからである。そのことは、有常に關する古今の作者名や詞書を記した者の手によつて、勢語がまた構成されたことを考えさせずにおかなくなるであろう。と同時にそれは次のようなことを導き出さずにおかない。すなわち、勢語の有常に関する四例は、創作的色彩の強い十六段、同じく全く典拠未詳歌によつて構成されている三十八段、有名な惟喬親王をめぐる八十二段(二箇所)であり、章段を異にするいづれにも、共通の要素を指摘できることは、そこに到底、第三者の介入する余地は考えられず、この四例の三章段が、いづれも同一作者の手によつて一次的に構成されたということである。よつて、所謂、惟喬親王の八十二段は勢語の原形章段の一つであり、十六段や三十八段などが二次・三次と次第に増変されて

いつたというような三元的発達論は、この点からも強く否定されてくるのである。

(七)

かくして貫之が、勢語の原作者として、如上のごとき点からも、うかびあがつてくるのである。すでにたびたび考察してきたごとく⁽¹⁴⁾、勢語と土佐日記、乃至は貫之集のみにおける特異用語の一一致や、両者のみに共通して見出される語法上の特質に加えて、今回の事例はいよいよ、その可能性を高めさせずにおかないものであるが、にもかかわらず、彼が勢語作者に重なることに多少の違和感を覚えるような向きがあるのは、貫之のものした古今集序文や土佐日記の文体が、情感的な勢語の世界にある距離を覚えさせる面を持つからでもあろう。

しかし貫之はすぐれた文章家であって、かの芥川龍之介のごとく、対象や雰囲気によつて、全く自由自在に異なる表現力を身につけていたことを、土佐日記でも十分に伺わせてくれるるのである。いうまでもなく、勢語は歌ものがたりとして、しかも「昔おどり」の形をとつたその世界は、時間帯がはるか過去に置かれているわけである。そうした勢語の条件に、そのまま該当する箇所が、土佐日記の承平五年一月二十日の条における阿倍仲磨に関する記事の中に見出される。

古今集（嘉禄二年本）	土佐日記（青谿書屋本）
この歌は、むかし、なかま ろを、もろこしに物ならは しつかはしたりけるに、	はつかのよのつきいでにけり。やまのはもなくて、うみのなかよりぞいでくる。かう やうなるをみてや、むかしあべのなかまろといひけるひとは、もろこしにわたりて、 かへりきけるときに、ふねにのるべきところで、かのくにひと、むまのはなむけ

あまたの年をへて、えかへりまうでござりけるを、こくにより、又つかひまかりいたりけるに、たぐひてまうできなむとて、出でたりけるに、めいしうといふ所のうみべにて、かの國の人、うまのはなむけしけり。よるになりて、月のいとおもしろくさいでたりけるを見て、よめるとなむかたりつたぶる。

し、わかれをしみて、かしこのからうたつくりなどしける。あかずやありけん、はつかのよのつき、いづるまでぞありける。そのつきはうみよりぞいでける。これをみてぞ、なかまろのぬし、わがくによかよるうたをなむ、かみよよりかみもよんたび、いまはかみなかしものひとも、かうやうにわかれをしみ、よろこびもあり、かなびもあるときにはよむとて、よありけるうた、あをうなばらふりさけみればかすがなるみかさのやまにいでしつきかもとぞよめりける。かのくにひと、きよしるまじくおもほえたれども、ことのこゝろをとこもじに、さまをかきいだして、こゝのことばつたへたるひとに、いひしらせければ、こゝろをやきよえたりけん、いとおもひのほかになんめでける。もろこしこくにとは、ことことなるものなれど、つきのかげはおなじことなるべければ、ひとのこころもおなじことにやあらん。

仲磨は元正天皇靈龜二年、遣唐留学生として渡唐、玄宗に仕え、衛尉卿となり、勝宝中遣唐大使、藤原清河に従い帰国をはかったが、風波のため果たさず、再び唐に帰り、光仁天皇宝龜元年、年七十歳で彼の地で没している。

ところで古今集左注に記す「明州」は杉本直治郎氏の『阿倍仲麻呂伝研究』によれば、蘇州のこととて、「明州」は当時の俗説であつて、江蘇省蘇常道常熟県が出発港であり、それは天宝十二年十一月十五日、満月の揚子江上のことであったことを考証されている。⁽¹⁵⁾

しかるに土佐日記が「はつかのよのつきいづるまでぞありける」とするのは、当日の記事の承平五年一月二十日にあわせたための脚色であることが伺われる。また「わがくによかよるうたをなむ、かみよよりかみもよんたび、いま

はかみなかしものひとも、かうやうにわかれをしみ、よろこびもあり、かなしひもあるときはよむ」という仲磨の言葉を、貫之は傍で聞書きでもしているかのように記すのである。あきらかに仲磨の口を籍りて、自らが抱懐する和歌の沿革や効用、人間性の普遍的性格面を語らしめているのである。

また仲磨の歌の第一句「あをうなばら」は古今集の諸伝本をはじめ、貫之自らの撰になる新撰和歌集にも「あまのはら」とあって、これは、海上の旅にふさわしく、その情景に即して歌句に改変を加えたことは明らかであり、これらのこととは、勢語にもそのまま指摘できる共通的性格である。

更に「ことのこゝろをとこもじにさまをかきいだして、こゝのことばつたへたるひにいひしらせければ」と記すが、それは日本語に通じている人に漢字で説明して聞かせたというような設定であり、長年唐にあって、現地の言葉に通曉していたはずの仲磨が、通訳の力を借りたというようなことは、全く架空のことにはかならないであろう。かくて豊かな想像をめぐらし、その場の情景を目前にするがごとく、功みに構築していく虚構的手法のあざやかさは、まさに勢語の構成手法そのものである。

すなわち土佐日記は、日次的、記録的な記述をとかく逸脱しているが、殊に仲磨にからまる歌語りの伝承の世界に入ると、俄然、詠嘆的伝聞の助動詞「けり」を多用しながら、その史実の日時も情景も、日記の一月二十日の状況にくみあわし、目前における体験的事実のように、大胆にして恣意的な虚構を加えて、一場の劇的場面を彷彿せしめていくのであり、その手法の見事さは、まことに睥睨すべからざる文章力と言わざるを得ないであろう。

まさにそれは仲磨に関する歌ものがたりの世界であり、虚構的世界の現実的構築である。そしてそれは一方では業平歌を駆使しながら、伊勢荒宮談や惟喬親王談を歴史的現実のごとく構成していく勢語作者の虚構的手法そのものに

重なつていくのである。とするならば、見てきたごとくその幼少時の人間形成に、有常の大きな影響力を受けたであろう貫之が、紀氏一門の過ぎ去りし日の栄光に対する自覚を、言い知れぬ郷愁にないまぜながら、一門の希望の星であつた惟喬親王の運命に、その母静子の兄、有常と、その有常の女を妻とする業平を配して、血縁につながる身的な真情の交流のなかに、失われたものへのひそやかな挽歌をかなでた弾き手として、彼こそが最もふさわしく立ち現われてくることを覚えるのである。

(昭五五・三・一七・稿了)

注

- (1) 吉田堯文「業平集の研究」(国語・国文、昭九・三)
- (2) 田中宗作「東山御文庫本業平集考」(語文、昭三六・六)
- (3) 摂稿「在中将集の成立と典拠伊勢物語の性格」(平安文学研究、昭三八・六)
- (4) 描著『伊勢物語の成立と伝本の研究』(昭四七・四) 桜楓社刊所収
- (5) 摂稿「現存業平集と伊勢物語の関係について」(日経短大紀要八巻二号)(昭五三・三)
- (6) 田中宗作「東山御文庫本業平朝臣集」(語文・十輯、昭三六・四)
- (7) 摂稿「伊勢物語と古今集業平歌の詞書をめぐる問題」(日経短大紀要一〇巻一号)(昭五四・九)
- (8) 目加田さくを『物語作家囲の研究』武蔵野書院、昭三九・七刊
- (9) 上野理「伊勢物語の使考」(国文学研究、昭四四・一一)
- (10) 岡村和江「古今集の詞書および左注の文章について」(国語と国文学、昭三九・一〇)
- (11) 摂稿「原形伊勢物語の成立をめぐって」東京堂『平安朝文学研究』昭四六・三刊
- (12) 摂稿「原撰業平集と古今集の詞書」(文学語学三四号、昭三九・一一)
- (13) 描稿「伊勢物語の章段構成をめぐって」(日経短大紀要八巻一号)(昭五一・九)

(11)

久曾神昇『古今和歌集成立論—研究篇』風間書房、昭三六・一〇刊

(12)

注(10)に同じ

(13)

萩谷朴『土佐日記全注釈』角川書店、昭四二・八刊

(14)

拙稿「伊勢物語作者と成立の問題」拙著『伊勢物語の成立と伝本の研究—第三章』所収

拙稿「伊勢物語構成論」(日本文学二三卷六号、昭四九)

拙稿「伊勢物語の用語法—土佐日記との関係」(亞大紀要一〇号、昭四九)

拙著『伊勢物語校本と研究』桜楓社、昭五二・一〇刊所収

(15)

杉本直治郎「阿倍仲麻呂の歌についての問題点」(文学、昭四三・一一) 杉本氏は更に右の論文において仲麻呂歌に関する現古今集の左注文は「後世から添加されたものであることは、ほとんど疑いない」と考証された。とすると、現古今集のすべてに、その左注文は存在することにおいて、現古今集には、後世の改変が相当に加わっていることを、この点においても裏づけるものとなるのである。